



# 千葉西支部会報

令和4年10月5日  
千葉県税理士会  
千葉西支部  
支部長 芥川誠  
〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14  
習志野商工会議所会館2階  
電話 047-455-8200  
FAX 047-452-1200

「不易流行」

(題字及びテーマは支部長)

正会員 260名（うち税理士法人 19） 準会員 1名 計 261名



利尻礼文サロベツ国立公園利尻島姫沼



花巻温泉 豊沢川

写真提供：山田晴夫会員



## 着任のご挨拶

千葉西税務署長 西野正之

千葉県税理士会千葉西支部の皆さんには、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

7月の人事異動で、千葉西税務署長を拝命しました西野でございます。

芥川支部長をはじめ役員並びに会員の皆さんには、税務行政全般に対して、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

特に、ここ2年ほどは、新型コロナウイルス感染症の影響で様々な制約がありましたが、税を考える週間や確定申告期における無料相談、租税教室への講師派遣、e-Taxの利用促進など、これまでと変わらず幅広い取組を展開していただきましたことに、深く敬意を表しますとともに、重ねてお礼申し上げます。

皆さまとは、これまで以上に連携・協調関係を

密にさせていただき、適正・円滑な税務行政に取り組んでまいりますので、今後もよろしくお願ひ申し上げます。

さて、令和5年10月からインボイス制度が開始されます。制度の円滑な実施のためには、皆さんのご協力が不可欠であります。引き続き、関与先事業者の方々に、登録による事業への影響や事業実態に応じた準備などを十分に説明していただき、登録される事業者の方につきましては、できるだけ早期の登録申請をお願いできればと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに当たりまして、千葉県税理士会千葉西支部の益々のご発展と会員の皆さまのご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

### 千葉西税務署 定期人事異動による転出・転入者名簿

転出等		職名	転入等	
氏名	発令事項		氏名	発令事項
渡部 淳	局課二・料一・課長	署長	西野 正之	局徴収・機動・課長
井上 清章	京橋・特官(開発)・特官	副署長(個)	加藤 秀樹	千葉東・個人1・統括調官
澤 長範	成田・法人・上席(再任)	特官(法)	青柳 英之	局調三・調査31・総括主査
尾崎 尚幸	渋谷・総務・課長	総務課長	立原 到	局課二・消費・課長補佐
保坂 賢治	杉並・管運2・統括徴官	管運統括	井手 和則	成田・管運1・連調官
末川 照二	局徴収・特官・総括主査	徴収1統括	小原 吉彦	本所・徴収1・統括徴官
中戸川 寛	葛飾・徴収1・総括上席	徴収総括上席	小林 義仁	市川・徴収1・総括上席
森 知紀	局総務・税務相談・相談官	個人1統括	安藤 泰弘	東京上野・特記官・特記官
山下 義継	市川・個人3・統括調官	個人3統括	湯澤 一憲	江東東・個人3・統括調官
青柳 宏之	成田・資産1・統括調官	資産1統括	土屋 勝己	局総務・情シス1・研修専門官
久保田晋輔	荏原・資産・統括調官	資産2統括	松田 和雄	四谷・資産2・統括調官
藤田 宗一	局課一・機動・主査	資産総括上席	小鷹 広史	局課一・機動・管理係長
池谷 俊彦	日本橋・特官(法人)・特官	法人1統括	増渕 悟	局課二・料三・総括主査
黒澤裕貴子	市川・法人2・統括調官	法人2統括	川上 奈緒	中野・法人2・統括調官
石井 孝	局調一・調査審理・主査	法人4統括	石崎 正芳	新宿・法人7・統括調官
中村 吉宏	序・厚生管理・厚生専門官	法人5統括	平野 孝司	江東西・法人5・統括調官
根岸 祐香	局調一・特官・調査官	総務係長	仲谷 望	税大・東研・総務係長
森戸 広紀	四谷・法人・調査官	会計係長	澤田 昌幸	局総務・企画(千葉西)・管理官

## 租税教室の講師を担当して

道明 誉裕

5月2日千葉市立打瀬小学校3コマ、5月12日千葉市立上の台小学校2コマ、7月11日八千代市立萱田南小学校2コマの租税教室講師を担当しました。立会人も別日に2回担当しました。

このように、租税教室講師と立会人の両方を多数経験しましたが、シナリオの暗記度・授業の進め方・児童との関わり方・飽きさせない話術など、回を重ねる毎に上達できたように感じました。

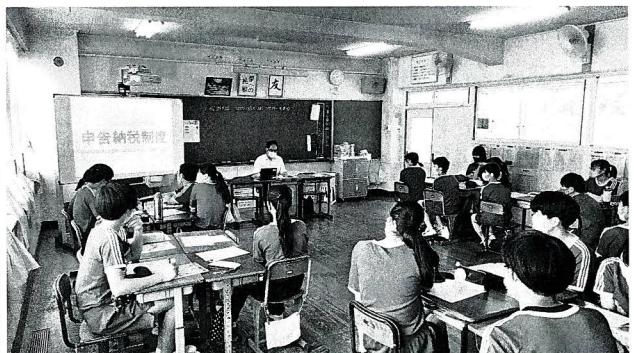
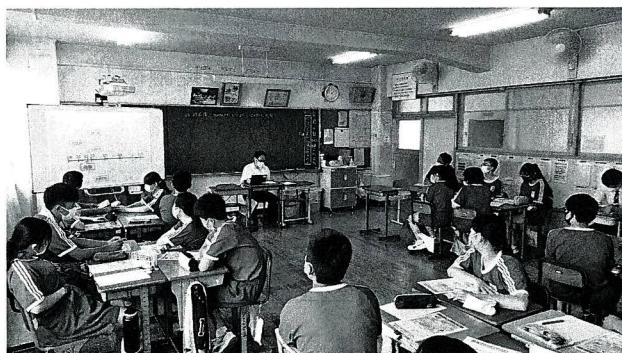
児童に税の大切さを伝えることができ、税理士として誇りに感じております。「税理士になるには、どうしたら良いですか?」といった児童の将来をも左右するような純粋なご質問もあり、嬉しく思いつつも、身が引き締まるような思いました。

1年前までは、「東京渋谷からの移住者」というヨソ者感覚が今ひとつ抜けていなかったように記憶しておりますが、会務や税務支援、そして租税教室などへの参加を通じて、千葉の皆様とも積極的に関わりを持つことができ、徐々に地元に馴染むことが出来始めているようにも思えます。

最後に改善案です。東京税理士会のある支部で

は、1億円レプリカ13kgの輸送のため、租税教室専用のキャリーカートが常備されており、運搬は租税教室講師が自ら行っているそうです。立会人に偏った過重な負担の軽減になると思います。また、千葉西法人会の青年部会員としても、租税教室講師を担当しましたが、租税教室講師と立会人の役割分担を、学級毎に必ず交代する制度があり、負担軽減と機会の公平性に効果的だと思います。

来年度からの租税教室実施要領の改善案として、ご検討いただけますと幸いでございます。



# 制度部

令和4年7月15日

千葉県税理士会  
千葉西支部 制度部

## 令和6年度税制改正要望書意見書（要約）

本書は、千葉西支部会員に対し意見募集を行い、会員より寄せられた意見・要望の中から制度部において意見の集約整理をするとともに、前年の意見書に寄せられた事項についても検討を加えたものである。

なお、本意見書の作成にあたっては、「現代社会に適合した公平な税制を目指すとともに、納税事務の簡素化及び事務負担の軽減を目的とする」を基本方針として取りまとめている。

### 1. 国税通則法・税務行政手続関係

- (1) 取り下げ書の法整備について 繙続  
「取り下げ書」について所要の法整備をおこない法定的位置付けを明確にするべきである。
- (2) 死亡により振替納税が不可能となった場合の延納及び延滞税に関する適用について(通法34の2) 繙続  
納税者が振替納付期日前に死亡した場合は、その相続人等が一定期間内に納付したときは、申告期限までに納付したものと取り扱うべきである。
- (3) 法人の口座振替納付の創設 繙続  
法人についても、法人税、消費税について個人同様に口座振替納付を拡充する。

### 2. 国税共通

- (1) 印紙税について 繙続  
印紙税法の廃止を要望する。
- (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存について(電帳法7) 新規  
電子取引情報について、電磁的記録の保存に代えて、電子計算機出力装置(プリンター等)により出力した書面による保存を認めるべきである。

#### 【理由】

電子取引を電磁的記録によって保存しておくことは、電子取引の取扱量の少ない事業者においては、少量の取引のために過去の取引先のシステムを使用し続ける必要や、事業終了後もデータ保存のために社外の有料のシス

テムを利用し続けなければならないなど過度な負担が生じる。そこで、国税関係書類について電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を認めていることに合わせて、電磁的記録を電子計算機出力装置(プリンター等)により出力した書面により保存することを認めていただきたい。

### 3. 所得税関係

- (1) 確定申告期限の繰り下げ(所法120) 繙続  
所得税の確定申告期限を4月15日とする。
- (2) 親族に対する対価の必要経費の算入について(所法56,57) 繙続  
事業者から対価を受ける親族がいる場合の必要経費の特例を改め、生計を一にする親族であっても、これらの者に対して支払う賃借料・報酬等について、その相当額の必要経費の算入を認めるべきである。
- (3) 公営競技の払戻金に対する課税について 繙続  
競馬競輪競艇等の投票券の払戻金については非課税とする。
- (4) 証券取扱い業者等の取り扱う金融商品について 繙続  
証券取扱い業者が取扱う金融商品について、その課税形態(一般株式、証券投資信託、証券投資信託(海外)(国内)公社債投資信託・雑・総合譲渡等の課税上の取扱い科目)を取り扱い報告書・商品パンフレット等に記載する商品名に併記することを義務付けることを要望する。

(5) 謾渡所得税における予定申告制度の創設について  
不動産等の譕渡等があった場合において、その譯渡日以後申告期限までの間に譯渡所得税及び譯渡住民税について予定申告・予定納税ができる制度を新設すべきである。

継続

## 4. 源泉所得税関係

(1) 源泉所得税の納付期限の見直しについて  
源泉所得税の納付期限について、翌月末日と改めると共に、納期の特例の期限についてもそれぞれ1月末及び7月末と改める。

(2) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請の提出時期について（所法217）  
新たに源泉徴収義務者となった法人及び個人については、その提出期限を、設立から3月以内もしくは、納期の特例による納期限のいずれか早い日までその提出期限を延長しつつ、その提出の効果を設立の日又は新たに源泉徴収義務者となった日まで遡及して適用すべきである。

継続

## 5. 法人税関係

(1) 居住者に対する役員給与の取り扱いについて（法法34①）  
居住者に対する役員給与について原則損金算入とし、不相当に高額なもののみを損金不算入の対象とすべきである。

(2) 相当の地代の見直し（法令137 法通13－1－2）  
相当の地代を次の通り改定する。  
自用地評価額×基準年利率（長期）  
+固定資産税額 = 年間の相当な地代

継続

## 6. 消費税関係

(1) 複数税率の廃止について  
納税額の算定にあたり企業側の負担の大きい複数税率を廃止する。

(2) 小規模事業者の申告不要制度の創設について（消法9条－12条の2）  
全事業者を消費税課税事業者と指定するとともに、小規模事業者に対して、申告不要制

度を創設し、事務負担の軽減を図るべきである。

(3) 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例について（消法37）  
簡易課税制度選択期間中においても、常に原則課税制度による申告を可能とする制度とすべきである。

## 【理由】

簡易課税制度は中小・零細事業者の事務負担を配慮する観点から設けられた制度であり、事務能力がなく、止む無く簡易課税を選択している中小・零細企業者に預かり消費税以上の消費税差損の負担を強いる制度設計は誤りである。

(4) 一括比例配分方式の継続適用義務について（消法30⑤）  
一括比例配分方式の継続適用義務を廃止すべきである。

(5) 課税売上割合の計算方法について（消法令48）  
課税売上割合の算定にあたって、固定資産の譯渡及び投資性資産の譯渡についても、有価証券の譯渡同様に、その算入に一定の制限をすべきである。

(6) 適格請求書保存要件の緩和について  
新規  
適格請求書の保存がない場合においても、取引相手が適格請求書発行事業者であることが確認できかつ、取引内容が課税取引であることが確認できる場合には、適格請求書の保存を免除する。

## 【理由】

消費税は、価格への転嫁を通じて、最終的には消費者が負担することが予定されている税です。（※）自身の課税仕入れについて、既に支払われている税を適格請求書等の紛失もしくは相手先の倒産等による不交付等の理由で控除できないとするならば、事業者としてはこの分を含めて商品価格へ転嫁せざるを得ず、結果として消費税の消費者への適正な価格転嫁が阻害され、必要以上の負担を消費者に強いことになってしまいます。よって、適格請求書の保存が無くとも、取引相手が適格請求書発行事業者であることが国税公表サ

イト等により確認できかつ、取引内容が課税取引であることが確認できる場合には、適格請求書の保存を免除するべきである。

※（財務省HP－消費税の転嫁対策についてより）

(7) 適格請求書発行事業者外からの仕入れ税額控除について 新規

適格請求書発行事業者外からの課税仕入れについても、一定割合の仕入れ税額控除を認めるべきである。

#### 【理由】

消費税は、価格への転嫁を通じて、最終的には消費者が負担することが予定されている税です。（※）この転嫁の対象となるものは、自分が納税する消費税のほか、自身の課税仕入れによって、仕入れ業者から転嫁されてきた消費税を含むものです。消費税の申告を義務付けられていない適格請求書発行事業者外からの課税仕入れであっても、その商品価格のうち一定割合は、その仕入れ業者に対して支払いし負担した消費税であり、この控除を認めないとすると、消費税の消費者への適正な価格転嫁が阻害され、必要以上の負担を消費者に強いることになってしまいます。よって、適格請求書発行事業者外からの課税仕入れについても、その価格のうち一定割合は仕入れ税額控除を認めるべきである。

なお、一定割合としては簡易課税におけるみなし仕入れ率が妥当と思われる。

※（財務省HP－消費税の転嫁対策についてより）

(8) 少額取引における適格請求書保存の免除について 新規

3万円未満の課税仕入れについては、適格請求書の保存を必要とせず、帳簿記載のみで仕入れ税額控除を認めるべきである。

#### 【理由】

適格請求書保存方式は、数百円の取引であっても、適格請求書の発行を相手方に求める制度であり、帳簿方式を前提とする消費税において、必要以上に事務負担が大きい制度であり、納税額に影響の少ない少額取引については、その保存義務を免除るべきである。

## 7. 相続税関係

(1) 債務控除について（相法13条） 継続  
債務及び葬式費用の控除対象者を「相続又は遺贈により財産を取得したすべての者」とすべきである。

(2) 贈与税の申告期限について（相法28条） 継続

贈与時から、翌年3月15日までの間において、贈与税の申告書の提出及び納税手続きを可能とする制度を要望する。

(3) 相続税の申告期限について（相法27条） 継続

相続税の申告期限を相続の開始があったことを知った日から1年以内とする。

## 8. 地方税関係

(1) 個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数について（地法320） 継続  
個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数を12回に拡充する。

(2) 個人住民税の特別徴収について 継続  
個人住民税の特別徴収に関しては、給与受給者の選択制とすること。

(3) 中小企業者に係る事業税の収入割について 継続  
中小企業者の電気・ガス供給業については、事業税の課税標準を、一般の事業と同様に所得課税である所得割とすべきである。

※紙面の都合上、千葉県税理士会 調査研究部に提出したものの中から、継続のものについては、提案理由を削除し、要約したものである。

詳細については支部へお問い合わせください。

# 各部だより

## 総務部

江野澤 藤 利

〈行事予定〉

○10月11日(火)

第3回幹事会・研修会・例会・連絡協議会

場所：習志野商工会議所

○12月23日(金)

研修会・例会・連絡協議会・忘年会

場所：ホテル ザ・マンハッタン

〈報告事項〉

○8月19日(金) 第2回幹事会

場所：ホテル ザ・マンハッタン及びZOOM

【議決事項】

- 1 役員選考委員選任の件
- 2 第46回定期総会開催日時及び場所選定の件
- 3 厚生部員増員の件

【報告事項】

- 1 各部報告（総務・経理・厚生・広報・研修・綱紀監察・制度・税務支援対策）

【協議事項】

- 1 部会再編成について

## 研修部

中林 善明

〈今後の研修予定〉

○10月11日(火)

場所：習志野商工会議所 3階会議室

演題：「ホームページ作成とその運用について」

講師：モノユニティ代表 松岡 健一 氏

○11月11日(金)

場所：習志野商工会議所 3階会議室

演題：「年末調整について」

講師：千葉西税務署担当官

○12月23日(金)

場所：ホテル ザ・マンハッタン

演題：「消費税インボイス制度について（仮）」

講師：税理士 熊王征秀 氏

○令和5年1月24日(火)

場所：習志野商工会議所 3階会議室

演題：「確定申告における留意事項」

講師：千葉西税務署担当官

## 厚生部

豊田 慎樹

〈行事予定〉

○10月14日(金)

習志野商工会議所主催ゴルフコンペ

場所：佐倉カントリー倶楽部

○11月18日(金)

4支部対抗ボウリング大会

場所：アサヒボウリングセンター

〈新型コロナウィルスの感染状況の拡大を鑑み  
本会主催の以下の行事は中止となりました〉

支部対抗ソフトボール大会

支部対抗テニス大会

囲碁・将棋大会

〈結果報告〉

○9月12日(月)

秋季支部対抗ゴルフコンペ

場所：泉カントリー倶楽部

団体の部：6位（9チーム中）

シニアの部：4位 能田宗建 会員

## 綱紀監察部

氏家 泰治

綱紀監察部は会員の綱紀事案の未然防止に努めること、および非税理士行為の発生防止に努めることであります。これらは税理士会の重要な事業と認識しております。

つきましては、会員の皆様方に次の点についてお願ひいたします。

### 1. 「業務処理簿」の作成および保存

税理士法41条および48条の16において、帳簿作成の義務が規定されています。また、この帳簿を作成・保存されていない場合は懲戒处分の対象となりますので、必ず作成・保存をお願いします。

### 2. 「非税理士行為」に関する情報の提供

違反行為等の情報を把握しましたなら、速やかな情報提供にご協力をお願いします。

国税庁のホームページにて、改正税理士法に基づく懲戒処分についての考え方方が公表されました。皆様も一読をお願いします。

### 3. 支部研修予定

令和4年11月11日（金）

場所：習志野商工会議所

演題：「綱紀監察」

## 広報部

廣瀬 大典

### ○租税教室について

本年5月2日から7月11日までの間に、小学校7校（打瀬・東習志野・上の台・西高津・幕張東・萱田南）及び中学校1校（睦）において租税教育推進協議会主催の租税教室の講師を派遣しました。

児童・生徒に「なぜ税金は必要なのか」「主な税金の種類としくみ」の2テーマの授業を行い、併せて税理士という職業・役割についても説明を行いました。

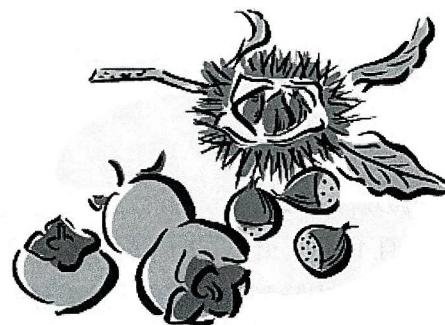
お忙しい中、講師を担当していただいた会員の皆様、誠にありがとうございました。

千葉西税務署主催の租税教室講師研修が定期的に行われておりますので、関心のある方は事務局・広報部にご一報ください。

皆様のご協力をお願いいたします。

**ネットが便利 e-TAX**

**消費税は期限内に！**



## 会員の異動

### ○新入会員



鈴木正則

令和4年6月24日

(千葉東支部より)

千葉市花見川区花園1-20-6

サンタモニカ302号

TEL 043-215-8081

趣味 トレーニング



三上 健太朗

令和4年6月28日(新規入会)

習志野市奏の杜2-2-2-1226

TEL 090-7805-8244

趣味 野球・ゴルフ



高橋玉枝

令和4年8月17日(東京会より)

八千代市八千代台東4-4-8

TEL 047-489-5392

趣味 ゴルフ



宮腰直希

令和4年9月2日(東京会より)

八千代市緑が丘1-1106-5

八千代緑が丘オフィス26号室

TEL 070-8334-0940

趣味 バイクツーリング

(CBR1100XXホンダ)

キャンプ・バスケットボール

淀潔史

令和4年8月25日(新規入会)

千葉市花見川区幕張本郷1-2-24

幕張本郷相葉ビル7F

阿部尚武税理士事務所

TEL 043-298-3700

### ○事務所変更

隅田容代

八千代市八千代台東4-13-2

かもめ税理士法人 八千代オフィス

TEL 047-483-1766

### ○退会会員

長島祐夫 令和4年7月15日(死亡退会)

菅原正男 令和4年7月30日(業務廃止)

横山将大 令和4年7月31日(市川支部へ)

佐藤博之 令和4年9月30日(業務廃止)

### 訃報

●長島祐夫(享年94歳)

令和4年7月15日ご逝去

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

### 編集後記

先日、パーソナルカラー診断なるものを受けました。

パーソナルカラー診断とは、持って生まれた身体の色(肌の色、瞳の色、髪の色など)を元に個人に似合う色を診断するものです。

最近、ちょいちょい耳にしますので、気になって受けてきました。

問診票みたいなものを書いた後、診断士と一緒に鏡の前に座り、30センチ四方くらいの布切れを何枚も胸にあてがわれて、「この色は顔が明るく見えますね」とか「こっちはくすんで見えますね」などとと言われながら、30分余り鏡の中の見たくもない自分の顔面を見続けます。ちょっとした拷問です。

結果、「あなたのファーストカラーは、ヴィヴィッド・ワインターで、セカンドカラーは、ヘビーオータムです」と診断され、3センチ四方くらいの、自分に似合いの色だとされる布切れの束(英単語の暗記帳みたなもの)を渡されました。

「セカンドカラー!?」「ヘビーオータム!?」最後まで???でしたが、その布切れを参考に服売場を以前より覗くようになったのは、進歩かもしれません。

過ごしやすい季節になってきました。新しいことにチャレンジしてみてはいかがでしょうか?

(河西 昌彦)

# そうだ、「日税」に聞こう！

**事業承継・M&A**  
先生と一緒に関与先の  
問題解決に当たります！

**不動産の相談**

売買・相続対策・  
有効活用等

**保険の有効活用**

事業保障・  
役員退職金準備等

**様々な集金業務**

税理士事務所の顧問料、  
関与先の集金、支部会費等

**最新知識の習得  
職員教育**

各種研修

関与先のお困りごと  
事務所の運営

## 「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、私たち日税グループは 1972 年の創業以来、各種商品やサービスを  
ワンストップで提供してまいりました。

どんなに時代が変わっても、私たちの想いは変わることはありません。  
これまでも、そしてこれからも、税理士先生とその関与先様のために――。



日税グループ

